

早いもので2016年もあと少しとなりました。今年は夏のオリンピックが開催され、毎年京都の清水寺で披露されている今年の漢字が、多くの金メダリストが誕生したこともあって「金」となりました。来年は酉年ですから、子どもたちや保護者の皆様にとって「飛」の漢字が当てはまるような飛躍の年になると良いですね。

手話言語条例について

前回の便りで「障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）」について紹介しましたが、今回は「手話言語条例」について取り上げたいと思います。

「手話言語条例」は、手話を言語と認め、聴覚障害者が暮らしやすい社会環境整備をめざすもので、世界的には2006年に国連障害者権利条約で手話は言語と明記され、日本でも11年の改正障害者基本法に記されました。

全国に先駆けて、2013年に鳥取県で「手話言語条例」が制定され、その後全国各都道府県及び市町村で制定されています（9県、50市町 12月15日現在）。九州では佐賀県、大分県、宮崎県の3市（佐賀県嬉野市、大分県津久見市、宮崎県日向市）で制定されていますが、まだ長崎県内での制定はありません。しかし、諫早市では、「手話言語条例」の制定を目指して、長崎県ろうあ協会諫早支部が市内各地で署名活動を行い、市議会に提出をするなど、県内でも全国と同様の動きが見られています。

県内の聴覚に障害を有する幼児児童生徒の支援・指導を先導していく立場である本校としても、今後の県内の動向について注目していきますが、皆様もぜひ関心をもっていただきたいと思います。

詳しくお知りになりたい方は、全日本ろうあ連盟のホームページを一度ご覧ください。

第2回学校公開について

11月9日（水）に第2回の学校公開を実施しました。今回も小・中学校、幼稚園、保育所、教育相談の保護者の方などにご参加いただきました。

授業参観、授業説明の後、教育支援講座では、「難聴体験・補聴器装用体験」「自立活動について」の2講座を行いました。

「難聴体験・補聴器装用体験」では、ヘッドフォンや耳栓などを使いながら擬似的に聞こえにくい状態になったうえで、グループトークに参加してもらうことを通して、単に聞こえにくいというだけでなく、人とのやりとりの中で感じる気持ちの変化なども体験してもらいました。また、補聴器装用体験では、補聴器装用によるメリットだけでなく、補聴器装用によって生じる配慮事項などについて、実際に自分の耳で聞いていただきながら説明しました。

「自立活動について」では、本校の自立活動の取組について紹介をしました。幼稚部だけ、小学部だけではなく、幼稚部から中学部までの取組をひとつの流れで説明させてもらいましたので、年齢や発達段階に応じた内容があることが分かっていただけだと思います。

ちょっと耳よりの話

映画館では日本映画などの字幕つき上映は行われていなかったり、期間限定での上映であったりして、聴覚に障害を有する人が十分に映画を楽しむにくい状況にあります。しかし、特定非営利活動法人「メディア・アクセス・サポートセンター」が、映画館のスクリーンに表示されていない字幕をインターネット経由で表示することができる専用のメガネ端末やスマートフォンアプリを開発し、その普及を進めています。同様に、視覚障害のある人には視覚障害者用の音声ガイドが可能となるスマートフォンアプリも開発されています。

現在、九州や長崎県の映画館での設置予定はないようですが、障害がある人もない人もみんなで同じように映画を楽しむことができる映画館が身近にできると良いですね。